

~様々な世代の方が地域で活動しています~

民生委員・児童委員とは

それぞれ担当する区域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ「つなぎ役」としての役割を担っています。 民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された

住民の個別の相談を受けるため、民生委員は守秘義務があります。

地域福祉を担うボランティアです。任期は3年で、再仟できます。

主任児童委員とは

7 子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。 地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関 と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。

> 横浜市内で、約4,500名の方が活動しています。 あなたの仕事や子育ての経験を生かして、



働きながら、活動している方にお話を聞きました。

Q 民生委員になったきっかけは?

▲ 顔見知りの自治会長から声をかけられたのがきっかけです。平日の日中も活動ができる自治会長から「何かあればフォローする」と話があり、地域のバックアップがあれば活動ができると思い承諾しました。

▲ 最初の地域活動は、輪番制の自治会活動で、その後、 自治会の役員を務めていました。地区の民生委員が退 任することになり、声がかかりました。その時はまだ、 民生委員の活動については詳しく知りませんでしたが、 地域に恩返しができたらと思い引き受けました。

○ どのような活動をしていますか?

▲ 月1回、地区で民生委員の定例会があります。平日に 行われるため、なるべく仕事を調整して、参加するよう にしています。

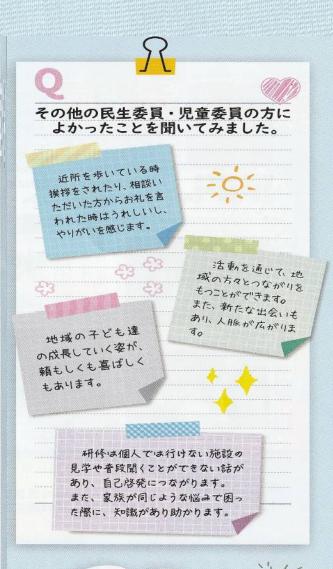
見守り活動は、休日に月 1・2回、2時間程度、受け持つ地域の世帯を訪問し、自宅に戻ってきてから、その記録をしています(自分のためのちょっとしたメモです)。

また、研修会等があり、日程が合えば参加するように しています。

○他の民生委員と連絡を取り合うことはありますか?

★ 地区の民生委員問でグループラインがあり、定例会がない時でも、悩み事などお互いに相談しています。自分が知らない情報などを教えていただくこともあり、活動する上でとても助かっています。





活動は、自分のペースで。 新しい発見もあるかもしれません。 明るく、楽しく活動しましょう!





一緒に活動しましょう

地域の身近な相談相手として、「民生委員・児童委員」は必要な支援を行っています。 誰もが安心して暮らせる地域づくりのために活動を続ける「民生委員・児童委員」に ついて知ってください。

私たちは日ごろ自治会・町内会、地域ケアプラザや社会福祉協議会などと一緒に活動していますが、研修やサポートなどさらに活動しやすい環境づくりを進めています。

「仕事のため平日の活動は難しい」「子育てや介護に忙しい」方も、ぜひ一緒に第一歩を踏み出してみましょう。

川和地区民生児童委員協議会長 小林達夫



見守り活動



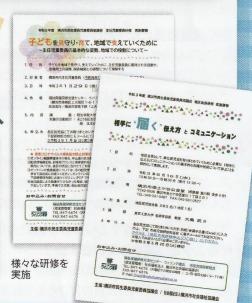
地域ケアプラザでの相談支援

活動の様子

横浜市 民生委員児童委員



地域の親子の居場所「子育てサロン」



※お住まいの地域の民生委員・児童委員については、 各区役所福祉保健課にお問い合わせください。

各区民生委員児童委員協議会事務局 (区役所福祉保健課)

都筑区 25948-2341

横浜市民生委員児童委員協議会事務局 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター内 TEL 045-201-8618 FAX 045-201-1620 横浜市健康福祉局地域支援課 横浜市中区本町 6-50-10 TEL 045-671-4046 FAX 045-664-3622 発行 令和4年2月 民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選は、3年ごとに行われ、全ての民生委員・児童委員、主任児童委員の改選を行います。横浜市では、民生委員・児童委員及び主任児童委員の委嘱を年2回行っています。委嘱までの手続きの流れは次のとおりです。

区長は、自治会町内会長又は連合町内会長に、地区推薦準備会又は連合地区推薦準備会の結成を依頼します。

【3~4月、8~9月】地区推薦準備会又は連合地区推薦準備会は、民生委員としてふさわしい候補者を選出し、区長を通じて横浜市民生委員推薦会に候補者を推薦します。

【5月中旬、10 月中旬】横浜市民生委員推薦会は、候補者について審議し、 適任と認めらえる候補者を市長に推薦します。

【5月下旬、10月下旬】市長は、横浜市市民生委員推薦会から推薦された候補者について、横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に諮問します。 横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会は、市長から諮問された候補者について審査し、適任と認められた候補者について市長に答申します。

市長は、横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の答申を受け、その意見を踏まえ、候補者を厚生労働大臣に推薦します。

【6月上旬、11 月上旬】厚生労働大臣は、候補者を民生委員・児童委員に委嘱し、又は主任児童委員として指名する者を決定します。

【7月1日、12 月1日】民生委員・児童委員、主任児童委員として委嘱します。